

経済学史学会選挙規程

目的

第1条 幹事および監事ならびに代表幹事等の選任は、この規程の定めるところによる。

選挙人及び被選挙人の資格

第2条 選挙人は、終身会員規程に定める終身会員を除くすべての会員とする。被選挙人は、会則第9条(4)に該当する者および終身会員を除き、幹事の任期開始時において満68歳未満である会員とする。

選挙管理委員会

- 第3条 幹事および監事の選挙を管理するため選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は幹事会が委嘱する幹事を除く3名の委員をもって構成する。
 - 3 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。
 - 4 委員会は、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成し、選挙経過を記録して議事録を作成しなければならない。
 - 5 委員の任期は2年とする。

選挙の方法・決定・公示

- 第4条 委員会は被選挙人名簿を提示して、会員に投票を依頼する。
- 2 幹事の選挙は15名連記投票（ただし完全連記ではない）によるものとし、上位30位以内の得票者を当選者とする。
 - 3 監事の選挙は2名連記投票（ただし完全連記ではない）によるものとし、幹事の当選者を除き、上位2名の得票者を当選者とする。上位2位の得票者が同数の場合は、年長者を上位2位の得票者、それ以外の者を上位3位の得票者と見なす。ただし、病気その他の理由で監事に欠員が生じたときは、次点者を繰り上げて監事とするため、委員会は次点者（上位3位の得票者）を選挙結果の報告に含めなければならない。なお、上位3位が同数の場合は、年長者を上位3位の得票者と見なす。
- 第5条 委員会は厳正な開票を行い、当選人が決定したとき、幹事会に選挙結果を報告する。
- 2 委員会は選挙結果を『経済学史学会ニュース』等で公示する。

代表幹事および常任幹事の選任

- 第6条 代表幹事経験者があらたに幹事に選出された場合、常任幹事および代表幹事には選ばれないものとする。
- 第7条 代表幹事の選任は、新幹事による選挙において投票総数の過半数を得た者を当選人とす

る。

- 2 代表幹事の選挙前に、病気その他の理由のために幹事会でやむを得ないと認められた場合は、辞退することができる。
- 3 投票の結果、投票総数の過半数を得た者がいない場合は、上位の得票者2名による決選投票を行う。この場合において、次位者2名以上の得票が同数のときは、再投票により第2位の者を1名選出し、決選投票を行う。
- 4 決選投票においては、第1項の規程にかかわらず、上位の得票者を当選人とする。
- 5 決選投票において、得票数が同数の場合は、年長者を最多得票者と見なす。
- 6 代表幹事に事故のあるときは、常任幹事会で代行者を選任する。

第8条 常任幹事を選任は、新幹事による選挙において上位得票者5名を当選人とする。

- 2 常任幹事の選挙前に、病気その他の理由のために幹事会でやむを得ないと認められた場合は、辞退することができる。
- 3 最少得票者が同数のため上位得票者が5名を超える場合は、再投票により上位得票者を当選人とする。5名の常任幹事が選出されるまで再投票を繰り返し、投票によって常任幹事を確定できない場合は、年長者を最多得票者と見なす。
- 4 常任幹事に事故のあるときは、常任幹事会で代行者を選任する。

改廃

第9条 この規程の改廃は、幹事会が行う。

(2025年11月改正・施行)